

令和4年3月7日

【重要】事務局開局時間の一時変更及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について（再延長）

兵庫県行政書士会

新型コロナウイルスの感染拡大が依然継続していること等により、兵庫県へのまん延防止等重点措置の実施期間が再延長されたことから、以下の対応を引き続き実施いたします。

1. 接触機会低減のため、事務局職員につきましては一部テレワーク（在宅勤務）を実施し、事務局開局時間を以下のとおりといたします。

(1) 期 間：令和4年1月27日（木）から3月21日（月・祝）まで

※3月6日(日)期限の再延長

(2) 目 的：感染防止の取組及び接触機会低減のため

(3) 開局時間（電話受付時間も同様）：

9：00～12：00、13：00～16：00

(4) 事務局の出勤体制については、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等の推進を行います

2. 行政書士登録に関する事務、職務上請求書の払い出し、職印証明書の交付、その他の申請や手続きにつきましては、可能な限り郵送での手続きにご協力いただけますようお願いいたします。

※ 今後も感染状況により、本会の事業や事務局運営などについて一部または全部の変更が予想されます。変更のあった場合には、随時本会ホームページ及びお知らせメールにてご連絡いたします。

※ 会員各位におかれましては、本会ホームページ及びお知らせメールを定期的にご確認いただけますよう引き続きよろしくお願いいたします。

何卒ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。